循環型社会の形成の推進のための法体系

環境基本法 H6.8 完全施行

環境基本計画

循環 ― **自然循環**
　　 ― **社会の物質循環**

H13.1 完全施行

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

○ 基本原則、 ○ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務、 ○ 国の施策

循環型社会形成推進基本計画 ：国の他の計画の基本

＜ 廃棄物の適正処理 ＞

＜ リサイクルの推進 ＞

一般的な仕組みの確立

H13.4 完全施行

廃棄物処理法

①廃棄物の適正処理
②廃棄物処理施設の設置規制
③廃棄物処理業者に対する規制
④廃棄物処理基準の設定　等

拡充強化

不適正処理対策
公共関与による施設整備等

H13.4 完全施行

資源有効利用促進法

①副産物の発生抑制・リサイクル
②再生資源・再生部品の利用
③リデュース。リユース・リサイクルに配慮した設計・製造
④分別回収のための表示
⑤使用済製品の自主回収・再資源化
⑥副産物の有効利用の促進

拡充整備

1R → 3R

個別物品の特性に応じた規制

容器包装リサイクル法

一部施行 H9.4
完全施行 H12.4

- 容器包装の市町村による収集
- 容器包装の製造・利用業者による再資源化

家電リサイクル法

完全施行 H13.4

- 廃家電を小売店が消費者より引取
- 製造業者等による再商品化

建設資材リサイクル法

完全施行 H14.5

工事の受注者が
- 建築物の分別解体
- 建設廃材等の再資源化

食品リサイクル法

完全施行 H13.5

食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化

自動車リサイクル法

公布 H14.7
2年6月以内に完全施行

- 製造業者等によるシュレッダーダスト 等の の引取り・再資源化
- 関連業者等による使用済自動車の引取り・引渡し

グリーン購入法

完全施行 H13.4

・国等が率先して再生品などの調達を推進